

取引や証明に使用する

# はかりは2年に1度の 検査が必要です

あなたのはかり 検査対象かも？下のフローチャートで確認しましょう。

◎次の用途にはかりを使用していますか？

- ・ 商店、直売所などでの商品の売買（はかり売り）
- ・ 農水産物の出荷（重さで取引をしている場合）
- ・ 病院、学校、幼稚園などで健康診断書などの証明書発行
- ・ 給食室などで食品の検収・検品
- ・ 宅配便の料金算定
- ・ 貴金属の買い取り …などの取引・証明に関すること

いいえ

検査の必要は  
ありません



※検査通知が届いている場合、  
佐賀市消費生活センターに  
ご連絡ください。

はい

## 定期検査の対象です。忘れずに受検しましょう。

◎根拠規定：「はかり」を取引・証明における計量に使用する者は、その事業所の所在地を管轄する特定市町村の長が行う定期検査を受けなければならない。（計量法第19条）  
※定期検査を受けていない計量器を取引・証明に使用すると、  
**50万円以下の罰金に処せられます。**（計量法第173条第1号）

◎佐賀市の  
定期検査周期

西暦を基準にすると  
偶数年度 検査対象地域：旧佐賀市  
奇数年度 検査対象地域：旧町村

日程等詳細は  
佐賀市HPを  
ご確認ください。

◎検査方法

集合場所検査：はかりを検査会場に持ち込んで行う  
所在場所検査：はかりの設置場所で行う（※要申込）



※取引・証明には検定証印もしくは  
基準適合証印が付されたはかりを使用しましょう



検定証印



基準適合証印

## お問い合わせ

【検査手数料、その他費用に関すること】

一般社団法人 佐賀県計量協会  
〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝119

TEL:0952-31-1411 FAX:0952-31-0082

【定期検査制度に関すること・所在場所検査申請書送付先】

佐賀市 生活安全課 消費生活センター TEL:0952-40-7086 FAX:0952-40-2050  
〒840-0801 佐賀市駅前中央1-8-32 アイスクエアビル1F

# 定期検査 Q & A



**Q** 検査対象となるはかりはどのようなものか。

**A** はかりを「取引・証明」に用いている場合は対象となります。表面をご確認ください。不明な場合は、佐賀市消費生活センターにお問い合わせください。

**Q** 定期検査通知が届いたが、事業は廃業している。どうすればよいか。

**A** 受検対象者リストから削除しますので、佐賀市消費生活センターまでご連絡ください。

**Q** 集合場所検査を受けたいが、通知された日程では受検できない。

**A** 所在場所検査で受検してください。その際は、「所在場所検査申請書」を佐賀市消費生活センターにFAXか郵送で送付してください。または、佐賀県計量協会へ事前に連絡の上、佐賀県計量検査場へはかりを持ち込んで受検してください。

**Q** 新品のはかりを購入して間もないが、定期検査を受けなければならないか。

**A** 新品のはかりの場合、一定の期間は検査が免除される場合がありますので、詳しくは佐賀県計量協会または佐賀市消費生活センターにお問い合わせください。

**Q** 手数料がいくらかかるのか知りたい。

**A** はかりのひょう量（最大計量値）や受検方法によって異なります。下記表をご参照ください。

定期検査手数料表（1台あたり）【非課税】

| はかりの種類<br>ひょう量（最大値） | バネ式はかり<br>電気式はかり等 | 台手動はかり等 |
|---------------------|-------------------|---------|
| 100 kg以下            | 1,500円            | 1,750円  |
| 250 kg以下            | 1,900円            | 2,150円  |
| 500 kg以下            | 2,300円            | 2,550円  |
| 1 t 以下              | 3,200円            | 3,450円  |
| 2 t 以下              | 4,100円            | 4,350円  |
| 5 t 以下              | 7,100円            |         |
| 10 t 以下             | 11,000円           |         |
| 20 t 以下             | 15,900円           |         |
| 30 t 以下             | 19,400円           |         |
| 40 t 以下             | 21,800円           |         |
| 50 t 以下             | 30,000円           |         |
| 50 t を超過            | 51,400円           |         |

- ・ 所在場所検査は上記金額に合わせて、**別途負担金（実費）**が必要です。
- ・ 高精度、複目量はかりは上記金額の2倍～となります。

**※手数料、負担金の詳細については、佐賀県計量協会にお問い合わせください。**

バネ式はかり



電気式はかり



台手動はかり

